



令和 7 年度経済産業省関連施策について

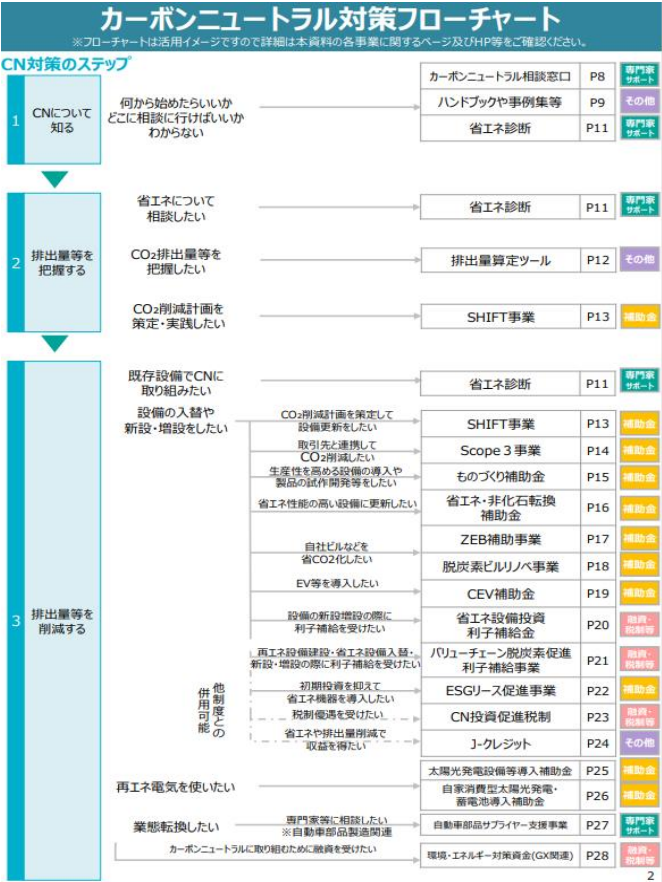
令和 7 年 5 月

関東経済産業局

資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進課

経済産業省の中小企業のカーボンニュートラル支援策

- 経済産業省のホームページにて中小企業のカーボンニュートラル支援策をとりまとめて公開。



中小機構のカーボンニュートラルオンライン相談窓口

- 中小企業基盤整備機構ではカーボンニュートラルや脱炭素化に取り組む中小企業・小規模事業者にも、豊富な経験と実績をもつ専門家がアドバイスを実施。
- また、省エネルギー対策の情報提供や環境経営に関するアドバイスも実施。



＜相談内容の例＞

- どのように省エネ・カーボンニュートラルに取り組んだらいいのかわからない
- 自社のCO2排出量を測定する方法を知りたい
- 環境配慮型の取組をPRしたい
- 取引先から自社製品・工程のCO2排出量の開示を求められて困っている
- 再生可能エネルギーを導入したい
- SBTやRE100に加入するメリットや方法を知りたい
- 脱炭素化へ向けた設備導入に活用できる補助金を知りたい

省エネ診断

- 工場、ビル等のエネルギーの使用状況や設備の運転状況を 専門家が診断し、効果的な運用改善や投資改善を提案。
- また希望に応じて、省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断結果を基に、省エネ取組と一緒に進めていくためのサポート。

STEP1 CNについて知る STEP2 排出量等の把握 STEP3 排出量等の削減

専門家サポート 大企業 中堅企業 中小規模

省エネ 相談 情報収集

省エネ診断

【中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業) /
中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費 (エネルギー利用最適化診断等事業)】

工場、ビル等のエネルギーの使用状況や設備の運転状況を
専門家が診断し、効果的な運用改善や投資改善を提案

費用をかけずに
省エネ改善を
行いたい

省エネ診断後も
サポートを受けたい

設備更新の
判断材料がほしい

ウォークスルー診断

特定の設備や工場全体の設備の運転状況を確認し、アドバイスを実施
省エネお助け隊や登録診断機関による診断：<https://shoeshindan.jp/>
省エネセンターによる診断：<https://www.shindan-net.jp/>

IT診断

診断機関が貸し出す計測機器を用いて、エネルギーの使用状況を見える化し、
よりきめ細かな改善提案を行う
省エネお助け隊や登録診断機関による診断：<https://shoeshindan.jp/>

伴走支援

省エネ診断の結果に基づく具体的な省エネ取組をサポート
例) 設備更新の仕様検討・効果検証、補助金申請のサポート等
省エネお助け隊による伴走支援：<https://shoeshindan.jp/>

詳細

省エネお助け隊や登録診断機関による診断
<https://shoeshindan.jp/>

省エネセンターによる診断
<https://www.shindan-net.jp/>



1 ウォークスルー診断

設備の管理状況を診断し、エネルギーの無駄遣いや省エネにつながるヒントを見つけ、コスト削減の提案をします。

5,720円～48,840円
※ 診断を希望する設備の規模や設備種別数、
年間のエネルギー使用量等に応じて変動

2 IT診断 NEW!

計測機器で取得したデータを活用し、
設備やプロセスごとのエネルギー使用
状況の見える化、分析等を行い、
省エネ対策を提案します。

22,000円～55,000円程度
※ 支援内容に応じて設定、最大220,000円

3 伴走支援

更新設備の最適仕様の調査、補助金等の
申請サポート、省エネ・再エネ取組の
定着支援等、幅広いサポートをします。

11,000円～22,000円程度
※ 支援内容に応じて設定、最大48,840円

省エネ診断・伴走支援を受けた方々の声

- 専門家の視点で的確なアドバイスをもらい、今後の省エネ取組のイメージが持てた。
- 投資0円ですぐに始められる省エネ提案もあり、取組みやすかった。
- 補助金申請の相談にも気軽に乘ってもらえた。
- 現状の取組みの定量的な評価により、何に注力して取組むべきか明確になった。

省エネ最適化診断

- 省エネセンターでは省エネ診断と再エネ提案を組合せ、エネルギー利用を最適化する新しい診断サービスとして「省エネ最適化診断」を実施。

➤ 省エネ最適化診断とは

「コスト削減」と「脱炭素化」の同時達成

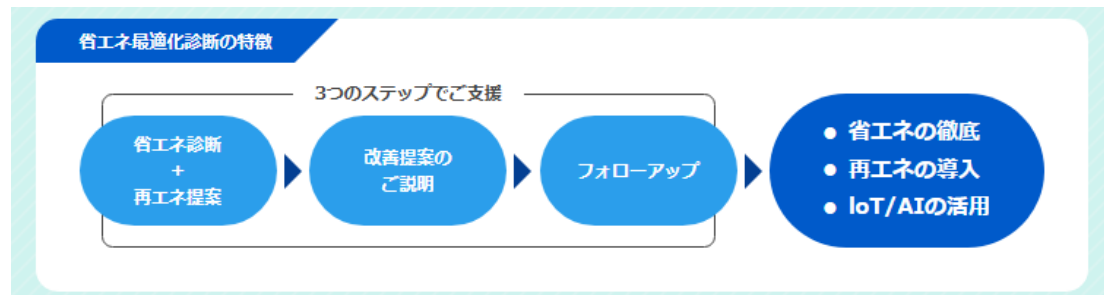
世界的な脱炭素化の流れの中、中小企業等の中小規模事業者にとっても脱炭素化は避けて通れない喫緊の課題となっています。

「省エネ」は最も脱炭素化に有効な手段ですが、省エネ最適化診断は、更に一歩推し進め、「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、脱炭素化を加速する新しいサービスです。

<4つのメリット>

- ① 費用のかからない省エネ改善
- ② 脱炭素化へ向けた各種アドバイス
- ③ 省エネの第一歩はムダの見える化から
- ④ 国の省エネ設備補助金等の利用にプラス

<ステップ>



診断メニュー・料金

診断メニュー	年間エネルギー使用量目安 (原油換算)	料金 (税込)
小規模診断 ^(※1) : 専門家1人診断 (説明会なし)	0~100kL未満	7,920円
A診断 : 専門家1人診断+診断結果説明会	0~300kL未満	10,670円
B診断 ^(※2) : 専門家2人診断+診断結果説明会 (説明会は1人)	300~1,500kL未満	16,940円
大規模診断 ^(※3) : 事前打合せ+専門家2人診断+説明診断結果説明会	1,500kL以上	25,850円

省エネ・非化石転換補助金

- 省エネ設備・機器と非化石エネルギーを使用する設備・機器の更新費用等の一部を支援。

STEP1 CNについて知る STEP2 排出量等の把握 STEP3 排出量等の削減

補助金 大企業 中堅企業 中小規模 省エネ 設備

省エネ・非化石転換補助金

①【省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金】
②【省エネルギー投資促進支援事業費補助金】

省エネルギー性能の高い設備や機器への更新等を支援

省エネ性能の高い設備へ更新したい

オーダーメイドで設備の更新を行いたい

使用エネルギーを把握し効率的な省エネに取り組みたい

省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等について、(Ⅰ)工場・事業場型、(Ⅱ)電化・脱炭素転換型、(Ⅲ)設備単位型、(Ⅳ)エネルギー需要最適化型の4つの類型から、経費の一部を支援します（複数年の投資計画にも切れ目なく対応）。

対象の設備が指定されており、選択制(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)

上記以外の、自社の目的に合わせて設計した設備への更新も対象(Ⅰ)

エネルギー消費の見える化、最適化に取り組むEMS(エネルギーマネジメントシステム)も対象(Ⅳ)

詳細 省エネ補助金特設サイト https://syouenehojyokin.sii.or.jp/?utm_source=other&utm_medium=cpc&utm_campaign=banner&utm_id=cp037 16

工場・事業場全体の省エネ

事業の概要

詳しくはこちら

予め指定された先進設備・システムなどを活用して工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る事業（Ⅰ型）や、ヒートポンプや低炭素工業炉、コージェネレーションなど特定の機器を導入して電化・脱炭素目的の燃料転換を行う事業（Ⅱ型）、エネルギーマネジメントシステム（EMS）を導入してエネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業（Ⅳ型）に係る経費の一部を補助し、工場・事業場全体での省エネ取組を支援いたします。

事業区分	事業概要	補助率		補助金上限額
		中小企業者等	大企業、その他	
Point (Ⅰ) 工場・事業場型	SIIが予め採択した⑥先進設備・システムへ更新等する事業	2/3以内	1/2以内	最大 40億円
	⑥設計が伴うオーダーメイド型設備又は省エネ効果が高い高効率な設備（指定設備）へ更新等する事業	1/2以内	1/3以内	最大 40億円
(Ⅱ) 電化・脱炭素転換型	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う省エネ効果が高い高効率な設備（指定設備）へ更新等する事業	1/2以内		最大 5億円
(Ⅳ) エネルギー需要最適化型	SIIに登録された④EMS機器を用いて、エネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業	1/2以内	1/3以内	1億円

設備単位の省エネ

事業の概要

詳しくはこちら

産業業種によらず汎用的に使われる空調や冷凍冷蔵設備、ボイラ、工業炉などのユーティリティ設備や、工作機械や印刷機などの生産設備について、定められた基準を満たした省エネ効果が高い高効率な設備（指定設備）に更新する事業（Ⅲ型）に係る経費の一部を補助し、設備単位での省エネ取組を支援いたします。EMSを導入してエネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業（Ⅳ型）との併用も可能です。

事業区分	事業概要	補助率		補助金上限額
		中小企業者等	大企業、その他	
(Ⅲ) 設備単位型	SIIが補助対象設備として登録および公表した省エネ効果が高い高効率な設備（指定設備）へ更新等する事業 高効率空調 産業ヒートポンプ 業務用給湯器 高性能ボイラ 高効率コージェネレーション 低炭素工業炉 変圧器 冷凍冷蔵設備 産業用モータ 制御機能付きLED照明器具 工作機械 プラスチック加工機械 プレス機械 印刷機械 ダイカストマシン	1/3以内		1億円
(Ⅳ) エネルギー需要最適化型	SIIに登録された④EMS機器を用いて、エネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業	1/2以内	1/3以内	1億円

【参考】前年からの変更点（Ⅰ型：工場・事業場型）

- 工場・事業所全体での、大規模な省エネ投資をより促進するため、**省エネ効果の高い特定の設備（指定設備）の組み合わせ**による事業所等全体での取組を補助対象に追加。
- また、中小企業においても大規模な省エネ投資を促すため、「**中小企業投資促進枠**」を創設。

事業区分		（Ⅰ）工場・事業場型 ～生産ラインの更新等、工場・事業所全体で大幅な省エネを図る～		
		先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠
補助対象		先進設備・システム	オーダーメイド設備 又は 指定設備	
省エネ要件		①省エネ率等：30%以上 ②省エネ量等：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	①10%以上 ②700kl以上 ③7%以上	①7%以上 ②500kl以上 ③5%以上 ※指定するフォーマットにより 目標・計画の作成・公表が必要 （目標は一般枠の効果）
投資回収要件		・投資回収年数が5年以上であること		・投資回収年数が 3年 以上であること
補助率	大企業	1/2	1/3 ※投資回収年数が 7年未満の事業は1/4	—
	中小企業	2/3	1/2 ※投資回収年数が 7年未満の事業は1/3	1/2 ※投資回収年数が 5年 未満の事業は1/3
補助金 限度額	大企業	上限：15億円 （非化石転換の場合は20億円） ※複数年度事業もしくは連携事業の場 合は30億円 （非化石転換の場合は40億円）	上限：15億円 （非化石転換の場合は20億円） ※複数年度事業の場合は20億円 （非化石転換の場合は30億円） ※連携事業の場合は30億円 （非化石転換の場合は40億円）	—
	中小企業			上限：15億円 （非化石転換の場合は20億円） ※複数年度事業の場合は20億円 （非化石転換の場合は30億円） ※連携事業の場合は30億円 （非化石転換の場合は40億円）

【参考】前年からの変更点（Ⅲ型：設備単位型、Ⅳ型：エネルギー需要最適化型）

- Ⅲ型について、高効率省エネ設備への投資を促進する観点から、**省エネ要件を追加**。
- Ⅳ型について、デジタル技術を活用したエネルギー消費の見える化、最適化に取り組み、G X・D Xを加速する事業者を支援する観点から、**従来の要件を見直す**。

事業区分	(Ⅲ)設備単位型 ～指定設備への更新～
補助対象	省エネ効果の高い特定の設備 (指定設備)への更新
省エネ要件	変更① ①～③のいずれかの要件を満たすこと ①省エネ率：10%以上 ②省エネ量：1kl以上 ③経費当たり省エネ量：1kl/千万円
補助対象経費	設備費
補助率	1 / 3
補助金限度額	上限：1億円
その他の要件	変更② ・省エネ・非化石転換法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること(指定するフォーマットで作成)

事業区分	(Ⅳ)エネルギー需要最適化型 ～EMSの導入促進～
補助対象	・効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステム(指定EMS)を用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業
省エネ要件	変更① ・指定EMSを導入する範囲内において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施。 ・EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表(2%改善を目安) ・EMSは、導入事業者自らが制御・運用改善に取り組める機能を具備していること。具備していない場合には、運用改善の提案を出来る事業者との契約(補助対象外)を結ぶこと ※従来の省エネ効果2%の事前確認要件及び投資回収年数要件は設けない
補助対象経費	設計費・工事費・設備費
補助率	大企業 1 / 3 中小企業 1 / 2
補助金限度額	変更② 上限：1億円 下限：30万円(100万円から引き下げ)

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

融資・
税制等

大企業

中堅
企業

中小
小規模

省エネ

生産性向上

排出削減

設備

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

脱炭素化に資する設備導入に係る税制措置

工場や店舗等の
設備更新にかかる
負担を削減したい

省エネ投資で
ランニングコストを
削減したい

CO2排出を削減
して取引先に
アピールしたい

生産工程等の脱炭素化×付加価値向上を両立する設備を導入した場合、税額控除又は特別償却の適用を受けることができます。なお、業種に関わらず利用が可能です。

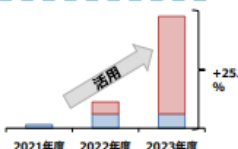
※本税制における中小企業者等とは、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）をいいます。

取組事例

①冷凍・冷蔵ケース

②照明設備 注)令和6年度改正により措置対象外の更新をすることで、エネルギー消費量を削減し、それに伴いCO2排出量を削減することで、炭素生産性を10.9%向上させる。

- ①工場及び事務所の屋上への太陽光パネルの増設
- ②工場の機械室内への蓄電池の設置
- ③製造工程の見直しにより格段にエネルギー効率に優れた機械装置の導入を行い、炭素生産性を25.1%向上させる。



詳細

エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）の申請方法・審査のポイント

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cnpoint.pdf



23

- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、**最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却の措置（注1）する。**

注1）措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額又は所得税額の20%まで。

制度概要

【適用期限：2026年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

＜炭素生産性の相当程度の向上と措置内容＞

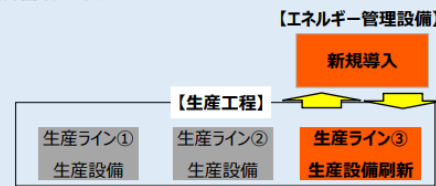
税額控除率については、企業区分及び認定された計画全体の炭素生産性の向上率によって異なります。

企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等（注2）	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%
中小企業者等以外の事業者	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%

注2）中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者をいいます。詳細はp.6参照。

※これまでのCN投資促進税制で措置されていた大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備（「需要開拓商品生産設備」）に係る税制措置は2024年度から廃止となりました。

＜計画イメージ＞



$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

事業者全体又は事業所単位で3年以内に一定要件以上向上することを目指す計画を作成

ものづくり補助金

- 革新的な新製品・新サービスの開発に必要な 設備投資・システム構築等を支援。

STEP1 CNIについて知る STEP2 排出量等の把握 STEP3 排出量等の削減

補助金 大企業 中堅企業 中小規模

生産性向上 設備

ものづくり補助金

(製品・サービス高付加価値化枠)

革新的な新製品・新サービスの開発に必要な
設備投資・システム構築等を支援



取組イメージ

航空機産業において、環境に配慮した水素航空機の水素エンジンの開発に貢献するため、
これまででは加工できなかった高精度の部品加工を可能にするための設備投資を行い、受注を獲得する。

製紙業界の目標にも掲げられている輸送効率が
高い軽量紙・軽量段ボールを開発し、貨物輸送
で生じるCO2排出量の削減に貢献するための設
備投資を行う。



詳細 ものづくり補助金総合サイト
<https://portal.monodukuri-hojo.jp>



15

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加

②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が

事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は

給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加

③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準

④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）
の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

	19次締切	20次締切
公募開始日	令和7年2月14日(金)	令和7年4月25日(金)
申請開始日	令和7年4月11日(金) 17時	令和7年7月1日(火) 17時
申請締切日	令和7年4月25日(金) 17時	令和7年7月25日(金) 17時

中小企業省力化投資補助金

- 中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する制度。

簡易で即効性のある省力化投資に カタログ注文型 補助率 $\frac{1}{2}$ 以下 補助上限額 最大1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の選択が広がり、より使いやすくなりました!

補助対象 (カタログ掲載) 製品の カテゴリ例 ▶

どんどん追加中!

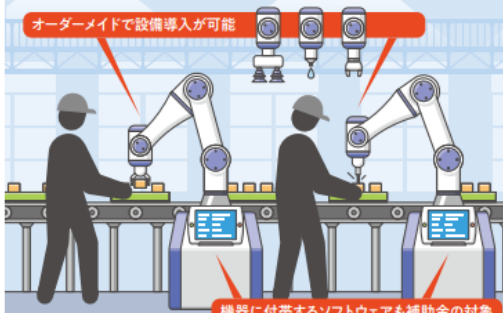


サービス業から製造業まで、様々な業種向けの製品をラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる 一般型 NEW! 補助率 $\frac{1}{2}$ (中小企業) / $\frac{2}{3}$ (小規模・再生事業) 補助上限額 最大1億円

オーダーメイドで設備導入が可能



機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、通信販売事業で
オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で
検査が難しい複雑な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2、もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

対象要件

(カタログ注文型)

投資内容：簡易で即効性がある省力化投資

補助対象：カタログに掲載された省力化効果のある汎用製品

(一般型)

投資対象：オーダーメイド性のある多様な省力化投資

補助対象：個別現場の設備や事業内容に合わせた設備導入・システム構築

補助上限

(カタログ注文型) 最大1500万円

(一般型) 最大1億円

申請機会

(カタログ注文型) 随時可能

(一般型) 公募回制

申請方法

(カタログ注文型) 販売事業者と共同申請

(一般型) 補助事業者が申請

(参考) エネルギー広報・温暖化対策 (メールマガジン「エネマガ」)

- 関東経済産業局では、エネルギーに関連する最新情報を掲載したメールマガジンを配信しています。

- ・ エネルギーに関するセミナー等のイベント案内
- ・ エネルギー・温暖化対策に関する補助金等の情報提供
- ・ 週 1 回程度配信予定

関東経済産業局 メールマガ

検索

◆お問合せ先◆

関東経済産業局 総合エネルギー広報室

TEL : 048-600-0353

メール : bzl-kanto-enekoho@meti.go.jp



経済産業省
関東経済産業局

関東経済産業局のご案内

文字サイズ 標準 大 特大

[トップページ](#) [申請・届出](#) [補助金・委託費](#) [施策のご案内](#) [イベン](#)

[関東経済産業局TOP](#) > エネマガ配信サービス

エネマガ配信サービス

週 1 回程度、節電、省エネ等に関する各種情報提供の配信を行っております。

—— 経済産業省 関東経済産業局 METI Kanto ——

関東経済産業局総合エネルギー広報室でございます。
今週のエネマガのもくじはこちらです。ご一読ください。

2022/8/5 号

■今回のもくじ

- ◇ 中小企業支援機関によるカーボンニュートラル・アクションプランのとりまとめと公表について
～中小企業支援機関におかれましては支援内容のご登録をお願いします～
【経済産業省】

- 関東経済産業局では、経済産業省関連施策（令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案等）のうち、主に中堅・中小事業者の皆様が幅広く御利用いただける支援策について、資料及び解説付きの説明動画を作成し、ホームページにて公開中。

12

お問い合わせ先

関東経済産業局 資源エネルギー環境部
カーボンニュートラル推進課

bzl-kanto-cn@meti.go.jp

※支援施策によっては募集が終了している場合や
内容（要件、申請時期等）が変更される場合もございますので、
ホームページ等にて最新の情報をご確認ください。



三陸・常磐もの
ネットワーク
SANRIKU JOBAN MONO NETWORK

MEET ME AT
EXPO 2025!

